

<参考資料> 中学校の部活動の問題

1 町内中学校の部活動の現状

令和2年度の町内中学校の部活動数及び加入状況

部活名	東 中		西 中		檮台中	
	有無	生徒数	有無	人数	有無	生徒数
野球	●	9	●	6		0
サッカー	●	26	●	23		0
陸上(男)	●	24		0		0
陸上(女)	●	22		0		0
ソフトボール			●	16		0
ソフトテニス(男)	●	15	●	22	●	16
ソフトテニス(女)	●	10	●	16	●	12
バスケット(男)	●	24		0	●	14
バスケット(女)	●	16		0		0
バレーボール	●	17		0	●	17
卓球(男)	●	28	●	14		0
卓球(女)	●	9	●	16		0
剣道(男)	●	7		0		0
剣道(女)	●	11		0		0
吹奏楽	●	49	●	24	●	10
美術	●	27		0		0
総合文化部		0		0	●	7
無所属	……	26	……	19	……	17
部活動加入者数	……	294	……	137	……	76
合 計	15	320	8	156	6	93

●-----部活動あり
空欄-----部活動なし

* 数字は生徒数

* 合計欄の数字は部活動数
と全校生徒数

- 東中学校の部活動数と比較すると、西中は約半数、檮台中の部活動数は半分以下である。
- 生徒の部活動加入率は、東中が92%、西中が88%、檮台中が82%でほぼ8~9割の生徒が部活動に加入している。

2 部活動の位置づけ

中学校の部活動は平成29年改訂の中学校学習指導要領において、総則の中で次のように記載されている。

第1章総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、中学校学習指導要領解説「保健体育編」（平成29年7月）には中学校の部活動について次のように解説されている。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、とすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

3 学校の小規模化に伴う部活動の問題

現在行われている部活動は、学校の教育活動の一環として教育課程外に行う課外活動という位置づけになっている。そのため、行われる部活動の種類も実施時間も指導する教員の人数も特別な定めはなく、各学校の実状に応じてそれぞれの学校が独自に設定している。学校が小規模化していくと、生徒数の減少で、団体で行う部活動の成立が難しくなったり、教員数の減少で指導者の確保が困難になったりするなど、以下に示すような様々な問題が生じてくる。

- 部活動数の減少により、生徒が自分に合った活動を選択できる幅が狭まる。
- 教職員数の減少により、設置できる部活動の種類が少なくなる。
- 人数を要する団体種目の部活動の成立が難しくなる。
- 生徒、教職員の減少により、部活動に要する施設設備の管理に関わる負担が増加する。

尚、学校規模に関わらず、部活動の運営そのものの持つ次のような問題点もある。

- 部活動担当教員が部活動指導に多くに時間を費やし、過重労働になっている。
- 教員が自分の不得意な種目の部活動を担当せざるを得ない状況が生じている。
- 教員が経験のない分野の運動部の指導担当をすることにより、生徒のケガや事故につながる恐れがある。
- 他校との合同練習や対外試合への参加に関わる交通手段の位置づけが不明確で保護者を巻き込んだ問題を生じる恐れがある。
- 部活動が「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する」という本来の趣旨から外れて、勝利至上主義に陥って体罰等の教育指導上の問題を生じる恐れがある。

4 学校の小規模化によって生じる部活動問題解決の方策

- 小規模化して多様な種類の部活動を成立させることが困難になる中で、生徒に多様なスポーツを経験させるため、「総合活動部」を設置して定期的に種目を変えたスポーツに取り組む場を創り出し、生徒の総意で可能な対外試合に参加するなどの工夫をする。
- 町内複数校の合同部活動を設定し、生徒の部活動選択の幅を広げる。
(練習のための他校や社会体育施設への移動に際し、交通安全上の対策が必要)
(指導者の移動に関わる規定を定め、担当教員配置の工夫や外部指導者の導入が必要。また、それに係る予算措置も必要)
- 学校統合により生徒数を増やし、生徒の部活動選択の幅を広げる。
- 学外の「スポーツクラブ」等との連携を図り、学校教育と社会体育の融合策を検討し、生徒のニーズに応じたスポーツ体験ができるようにする。
(学校教育の一環という部活動の位置づけについてよく検討することが必要)
- 学外の「文化的活動団体」との連携を図り、生徒の文化部の選択幅を広げる。
(公民館活動等の社会教育と学校教育の融合について検討が必要)

<その他、学校の小規模化に関わらず生じる問題への対応>

- 外部指導者の導入を促進し、教員の負担を軽減する。
- 定数外教員の配置を促進し、教員の負担を軽減する。
- 中学校部活動の在り方について検討し、本来の趣旨沿った運営をとおして教員の時間外労働を軽減する。
- 部活動指導教員及び外部指導者の研修を通して、学校教育の一環としての部活動の位置づけを徹底し、生徒、指導者の事故防止を図る。

尚、部活動に関しては、学校教育分野の問題から我が国全体の教育・スポーツ文化の位置づけ問題へと視点を広げて検討をしていく大きな課題がある。また、全国的に広がる学校小規模化に対応できるように中学校体育連盟の対外試合の在り方についての検討も必要な時代になっている。これらは、すぐに解決できる課題ではないが、教育行政、学校として検討を働きかけていく必要がある。

国のスポーツ庁では平成30年3月に、こうした課題を受けて「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を出して、学校の部活動の在り方の指針を示している。